

第 8 3 4 回 小浜市教育委員会

と き：令和 3 年 8 月 25 日（水）

午後 3 時 30 分～

ところ：小浜市役所 4 階大会議室東側

1. 会議録 第 8 3 3 回の承認

2. 報 告

報告第 1 1 号 諸般の報告 R3. 7. 21～R3. 8. 24

行事予定 R3. 8. 25～R3. 9. 30 (P1～P4)

【教育総務課】【生涯学習スポーツ課】

3. 議 案

議案第 2 2 号 令和 3 年度 9 月補正予算の要求について (P5～P6)

【教育総務課】

議案第 2 3 号 小浜市文化奨励賞規則の一部改正について (P7～P9)

【教育総務課】

議案第 2 4 号 小浜市表彰選考委員会委員の推薦について (P10～P13)

【教育総務課】

4. 教育長報告

5. その他

行事予定

(8月25日～9月30日)

【教育総務課】

月 日	場 所	内 容	出席(参加)予定者
8月25日(水)	庁内	【第834回定例教育委員会】	教育長・全委員
8月26日(木)	議場	【小浜市議会9月定例会 開会】 10月5日まで会期41日間	教育長他職員
8月17日(金)	庁内	【第835回定例教育委員会】	教育長・全委員

諸般の報告

(7月21日～8月24日)

【生涯学習スポーツ課】

月 日	場 所	内 容	出席者(参加者)
7月24日(土) ～8月1日(日)	市内市街地	夏季合同パトロール【週末】 (青少年愛護センター、小浜市防犯隊、少年警察協助会) 【県独自の緊急事態宣言を受け、24日までのところ短縮】	課員
7月25日(日)	若狭高校海洋 キャンパス	「社会教育委員の会」の海洋少年団活動視察と 中学生団員との語る会	課員
8月9日(月) ～13日(金)	文化会館 市民体育館	令和3年度 全国高等学校総合体育大会 ウエイトリフティング競技大会	市長 教育長 教育委員 部長 課長 課員
8月22日(日)	おおい町八ヶ峰 家族旅行村	小浜市子ども会 会員交流会 【新型コロナ感染拡大防止のため中止】	
8月24日(火)	文化会館	第28回第九演奏会 発会式	教育長

行事予定

(8月25日～9月30日)

【生涯学習スポーツ課】

月 日	場 所	内 容	出席（参加）予定者
9月12日（日）	今富公民館	第1回成人大学講座 「災害時における心と体のセルフケア」	課長 課員
9月12日（日）	総合運動場	秋季市民グラウンドゴルフ大会	課員

議案第 22 号

令和 3 年度 9 月補正予算の要求について

令和 3 年度 9 月補正予算の要求について意見を求める。

令和 3 年 8 月 25 日 提出

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏

令和3年度9月補正予算の概要

(人件費の補正は除く)

【教育総務課】

(単位:千円)

新規の別	事業名	予算額	事業の内容
	教育支援体制整備事業	7,405	コロナ禍における感染症対策に必要な学校施設整備費の増額補正 ・来校者用玄関電気錠設置工事 6,769千円 既に設置できている小浜第二中学校を除く、すべての小中学校で実施 ・学校施設換気等修繕 636千円 雲浜小学校教室換気扇修繕 西津小学校体育館地窓修繕 加斗小学校ランチルーム網戸設置 小浜中学校武道館排煙窓修繕
	小中学校教育活動支援補助金	4,687	新型コロナウイルス感染症対策として、小中学校の修学旅行を感染状況を踏まえながら延期、中止する場合に必要なキャンセル料に対する補助金の増額補正 出発予定日の1週間前に発生するキャンセル料相当額を補助 【小中学校修学旅行実施予定日】 6月 2日～ 3日(1泊2日)小浜中学校 9月 9日～10日(1泊2日)小浜第二中学校 9月14日(1日) 小浜中学校 10月13日～14日(1泊2日)口名田小学校 10月14日～15日(1泊2日)西津、内外海、小浜美郷小学校 10月20日～21日(1泊2日)雲浜小学校 10月21日～22日(1泊2日)小浜、加斗小学校 10月28日～29日(1泊2日)今富小学校 10月29日(1日) 中名田小学校 3月 9日(1日) 小浜第二中学校
○	嶺南嶺北体験・探究活動支援事業	102	県補助事業を活用した嶺南嶺北体験・探究活動に取り組む学校に対する補助金の増額補正 実施校 小浜中学校 活動内容 福井市内の県内企業訪問および鯖江、丹生、南越地区の体験・探究活動施設での活動
	小学校施設維持補修費	3,155	小学校施設の安全確保等のために修繕する必要がある施設補修経費の増額補正 ・西津小学校体育館吊りバスケットボールゴールワイヤー取替 ・内外海小学校6年生教室黒板取付交換 ・中名田小学校理科室給排水管交換 ほか修繕
	小学校施設改修事業	12,382	小学校施設の改修等にかかる工事費の増額補正 ・中名田小学校体育館雨漏りによる屋根改修工事 ・小学校遊具撤去に係る撤去工事
	中学校施設維持補修費	1,628	中学校施設の安全確保等のために修繕する必要がある施設補修経費の増額補正 ・小浜第二中学校渡り廊下屋上、外壁補修 ・小浜第二中学校体育館暗幕ワイヤー交換 ・小浜中学校給水管外部仕切弁取替 ほか修繕
	中学校施設改修事業	2,112	中学校施設の改修等にかかる工事費の増額補正 ・小浜第二中学校部室更衣室屋上笠木剥落ネット取付工事
	中学校スクールバス運行事業	534	小浜中学校の通学路のうち、安全が確保できない「西小川、加尾、宇久区」から「内外海小学校前バス停」までの区間にスクールバス(タクシー)を運行させるための委託料の増額補正

議案第23号

小浜市文化奨励賞規則の一部改正について

小浜市文化奨励賞規則の一部を改正する規則の制定について承認を求める。

令和3年8月25日 提出

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏

小浜市文化奨励賞規則の一部を改正する規則

小浜市文化奨励賞規則（昭和45年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（受賞者の選定）

第6条 表彰を受ける者は、関係団体等から推薦された者のうちから、教育委員会が選定する。

第6条の次に次の1条を加える。

（選考委員会）

第7条 教育委員会は、前条の規定により選定を行うにあたっては、選考委員会を設置し、その意見を聞くものとする。

2 選考委員会委員は、知見を有する者のうちから、教育委員会が依頼する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 案 内 容 要 点

議案第23号 小浜市文化奨励賞規則の一部改正について

1) 改正理由

受賞者の選考に関する規定を現状に沿った内容に改正を行うもの。

2) 内容

小浜市文化奨励賞規則（昭和45年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

【改正後・現行比較】

改正後	現行
第1条～第5条（略） <u>（受賞者の選定）</u> 第6条 <u>表彰を受ける者は、関係団体等から推薦された者のうちから、教育委員会が選定する。</u> <u>（選考委員会）</u> 第7条 <u>教育委員会は、前条の規定により選定を行うにあたっては、選考委員会を設置し、その意見を聞くものとする。</u> 2 <u>選考委員会委員は、知見を有する者のうちから、教育委員会が依頼する。</u>	第1条～第5条（略） <u>（受賞者の選考）</u> 第6条 <u>受賞者の選考は、教育委員会の任命する選考委員の合議により推せんされたものの中から、教育委員会が行う。</u>

3) 附則

施行日／公布の日から施行する。

議案第24号

小浜市表彰選考委員会委員の推薦について

小浜市表彰選考委員会委員の推薦を求める。

令和3年8月25日 提出

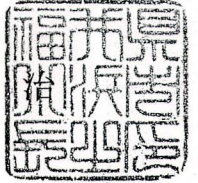
小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏



浜 総 第 2 9 5 号
令 和 3 年 8 月 4 日

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏 様

小浜市長 松 崎 晃



小浜市表彰選考委員会委員の推薦について（依頼）

平素は、市政発展に格別のご指導、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、例年、小浜市表彰条例に基づき、市政振興に寄与された方または市民の模範となるべき方を、11月3日（文化の日）に表彰いたしております。
つきましては、小浜市表彰選考委員会委員について、貴団体から1名の推薦をお願いしたいと存じます。ご多用の折とは存じますが、8月27日（金）までに別紙により報告いただきますようよろしくお願い申し上げます。
なお、推薦していただいた委員の方には、下記のとおり開催いたします選考委員会にご出席いただき、被表彰者の審査をお願いしたく存じますので、重ねてお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 令和3年9月8日（水）
午後1時30分から
- 2 場 所 小浜市役所 3階 302会議室
- 3 参 考 前年委員 山崎・正博 様

【事務担当】

小浜市総務部総務課 齋藤・田井
TEL 64-6002（直通）

小浜市表彰選考委員会規則

令和2年12月22日

規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、小浜市附属機関設置条例（令和2年小浜市条例第 号）第3条の規定に基づき、小浜市表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 小浜市議会議長
- (2) 小浜商工会議所代表者
- (3) 福井県農業協同組合若狭地区代表者
- (4) れいなん森林組合代表者
- (5) 小浜市漁業協同組合代表者
- (6) 小浜市教育委員会代表者
- (7) 小浜市公平委員会代表者
- (8) 小浜市老人クラブ連合会代表者
- (9) 小浜男女共同参画ネットワーク代表者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、その他市長が必要と認める者

(委員長)

第3条 選考委員会に委員長を置き、小浜市議会議長をもってこれに充てる。

2 委員長は、選考委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 選考委員会は、審査が終了したときは、その結果を市長に報告しなければ

ならない。

(庶務)

第5条 選考委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。